

「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」中間案に対する意見と県の考え方について

- 1 意見公募期間：令和6年12月16日（月）から令和7年1月14日（火）まで（30日間）
- 2 意見数：30件
- 3 意見の内容及び意見に対する考え方：下表のとおり

資料2-2

○対応状況別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	14件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	5件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	9件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向などと異なるもの。)	0件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	2件
合計	30件

○主な対応状況

番号	中間案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方	最終案該当頁
12	P35 (全般)	DV防止法は、前文には女性への暴力の防止、根絶を謳っているが、定義としては性別を限定していない。一方で、女性支援新法は女性に特化している。一体化したことで「男女平等」という部分が分りにくくなるのではないかと印象を持った。 被害者のうち、相談をしたかしなかったかの調査結果では、男性が圧倒的に相談していないことが分かっている。 男性専用の相談窓口が少ないこともあると思うが、「強くあらねば」「立派でなければ」といったジェンダー規範が相談のしにくさを助長していることも考えられる。 男性がジェンダー規範により社会的に抑圧を受けていることが、連鎖的に家庭内やその他の女性や子どもに対する暴力につながっていると考える。 計画案の後半には職場にすることが書かれているが、例えば「学校で〇〇を教育する」と明記されているように、職場への教育や啓発、その他の取り組みについても明記されることを提案する。 被害者は、圧倒的に女性が多いということは承知しているが、私見を述べさせていただいた。	①	中間案P34の「①男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進」の「・家庭、地域、学校における個人の尊厳や男女共同参画の視点に立った人権教育を推進します。」を、「・学校において男女共同参画社会の実現に資する力を育成する人権教育を推進するとともに、家庭・地域・職場において男女平等や人権擁護に関する意識が醸成されるよう啓発を実施します」に修正しました。	P35
13	P36	緊密な連携を求める機関として、出入国在留管理局を加えてはどうか。 外国人も支援対象となるが、抱える困難には在留資格が関わる場合が多いと想定されること、状況に応じて早期の帰国もまた支援策の候補となりうることから、同局との連携も緊密であるべきと考える。	②	困難な問題を抱える女性への支援においては、さまざまな関係機関との連携が必要であり、該当箇所においては、その中でも特に連携が必要なところを記載しています。 外国人の支援にあたっては、出入国在留管理局との連携が必要なケースもあり、現在も支援の実施にあたり連携していることから、今後も引き続き連携していくものとし、該当箇所の「…みえ性暴力被害者支援センター」など…」に含むものとしています。	P37
14	P36	支援対象として「LGBTQ」が挙げられているが、法的に男性であり、かつDV被害者でない方々も支援対象となるように読める。 Gの方や、Qに属する法的に男性である方などをなぜ支援対象とするのか、根拠法などで1章などに明記されてはどうか。	①	県としては、国の基本方針の記載に準拠することとし、計画上の「LGBTQ」を、「性自認が女性であるトランスジェンダー」に修正しました。	目次、P33、38、47
15	P36	支援対象として「LGBTQ」が挙げられているが、その支援は、一方で支援を受ける困難な問題を抱える女性には男性（男性に見える方を含む）への恐怖心を抱く方もいることを配慮して当たるよう要望する。具体的には女性スペースを守るなどのルールが必要と考える。	③	トランスジェンダーの方への支援については、他者との保護の関係にも十分に配慮しながら支援を実施するよう取り組みます。ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	-
16	P36	「支援対象者の発見のために、SNSなどへの不適切な書き込みの発見と注意喚起を行うなどのネットパトロールを実施します」とあるが、下記の説明が必要だと思われる。 ①不適切な書き込みの発見と注意喚起が「支援対象者の発見」に寄与する作用原理 ②「不適切」「不適切な書き込み」の定義や例示 この箇所以前を読んでも上記2点が分からず、何のために何をするのか全く不明ではない。また、仮に支援活動において何らかの支障が生じる書き込みがあったとしても、それが事実に基づき法に反しない内容であれば発信者の自由として認められるべきものと考えられる。行政および連携する機関によるネットパトロールはともすれば検閲とも取られかねない活動であり、その活動に市民の理解が得られるよう、活動内容を平易に記述されることを勧める。	①	ご意見をふまえ、「支援対象者の発見のために、SNSなどへの不適切な書き込みの発見と注意喚起を行うなどのネットパトロールを実施します。」を、「サイバーパトロール（インターネット上の違法情報や、犯罪や事件を誘発するなどの有害情報を把握して事件化や削除依頼などの措置を講じること）などの実施により、支援対象者を発見した場合には、抱えている問題に応じた適切な支援機関へ支援対象者をつなげます。」に修正しました。	P37、38、43
17	P36、38、41、43、45 ⑤	支援者は相談を聞くだけでなく、寄り添えないのか。 保護や注意だけでなく、その他の支援は出来ないのか。 特に子ども、高齢者、障害者などへの心理的支援が重要。	②	国法令および本計画などにあるとおり、心理的支援をはじめ、支援対象者の意思を尊重し、寄り添った支援を行うものとしています。ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	(全般)
18	P38	「ヤングケアラー」「ひきこもり」「障がい者」について、これらは他の性別を問わない支援取組（こども、孤独・孤立、障がい者福祉）のある属性かと思われるが、その中で更に女性を優先して支援するのだろうか。その場合、現場が混乱しないよう、その根拠は明記してはどうか。	⑤	支援を必要とする方から女性相談支援センターなどに相談があった場合の連携先の確保や、複合的な問題を抱える女性からの相談に対する専門性の向上を図るために県として実施する相談支援の内容を列挙したものであり、各専門相談窓口を新たに設置するものではなく、既存の窓口との連携を図るものであり、よって、女性からの相談を優先するものではありません。なお、実際の支援にあたっては、各関係機関と連携して包括的支援に取り組めます。	-
19	P38	「【今後の具体的な取り組み】」において、「～への」と「～に関する」という表現が混在している。意図があるものと思われるが、「～への」は限定的な印象がある。	①	支援対象者の方への専門相談支援の内容を記載するという観点で、全て「～に関する」という表現に修正しました。	P40
20	P39	「生活困窮者への…」とあるが、生活困窮は世帯で対応されることもあるため、「生活困窮世帯への」や「生活困窮世帯に関する」とするのはどうか。 世帯の中には「者」も含まれるし、世帯の中で起こっていることを専門的に考えていく必要があると思われる。特に、世帯の中に子どもがいる場合は置き去りにされることが無いようにと思う。	①	(意見番号19番の回答のとおり)	P40

「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」中間案に対する意見と県の考え方について

- 1 意見公募期間：令和6年12月16日（月）から令和7年1月14日（火）まで（30日間）
- 2 意見数：30件
- 3 意見の内容及び意見に対する考え方：下表のとおり

資料2-2

○対応状況別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	14件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	5件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	9件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向などと異なるもの。)	0件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	2件
合計	30件

○主な対応状況

番号	中間案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方	最終案該当頁
21	P40 第3章 県における今後の施策の方向性と取組内容 4. 具体的な取組内容 (3) 安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】 ②同伴する子どもへの支援の充実	同伴児への対応について、子ども本人の権利を尊重することを明記してはどうか。 例えばDV被害者である親（被支援者）が子に対してはDV加害者である事象も想定されるし、そうでなくとも保護した時点では被支援者が混乱している／意思を表示することができないなどの状況も想定される。そのようなさまざまな考えられる状況において、被支援者本人の意思と子の権利とが両立しない場合に子の権利が制限されることが無いよう、子の福祉を最優先に考える必要があるため。	①	「保護にあたり、子どもを同伴する人も多いことから、保護中の子どもへの支援も欠かすことはできません。」を、「保護にあたり、子どもを同伴する人も多いことから、保護中の子どもへの支援も欠かすことはできません。また、支援にあたっては、子どもの最善の利益を図る必要があります。」に修正しました。	P41
22	P40 第3章 県における今後の施策の方向性と取組内容 4. 具体的な取組内容 (3) 安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】 ②同伴する子どもへの支援の充実	「…面前DVにより傷ついた子どもへの…」とあるが、「…面前DVにより虐待を受けた子どもへの…」ということだろうか。 傷ついているに違いないと思うが、計画で「傷ついた子ども」とすることに違和感がある。	①	ご意見をふまえ、「…面前DVによる心理的虐待を受けた子どもへの…」に修正しました。	P41
23	P41 第3章 県における今後の施策の方向性と取組内容 4. 具体的な取組内容 (3) 安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】 ③保護におけるさまざまな主体との切れ目ない支援の実施	「県内外の民間団体と連携」とあるが、連携にあたって当該自治体は同団体の受託事業を確認し、事業按分などで問題が生じないことを同団体又は他自治体に確認する、と記載してはどうか。 特に県外の民間団体は他自治体の困難女性・DV被害者支援事業などを受託している可能性があり、モデル事業「若年被害女性支援事業」で東京都において問題となり国会で質疑もなされた点の一つになりえる。	⑤	ここでの連携は、支援対象者の発見に係る連絡など、広い意味での連携を指しています。そのため、ほとんどのケースが連携先の受託状況を確認する程度のものではないと考えています。	—
24	P41 または P43 第3章 県における今後の施策の方向性と取組内容 4. 具体的な取組内容 (3) 安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】 ③保護におけるさまざまな主体との切れ目ない支援の実施 または (4) 困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】 ②本人に寄り添った支援のための体制づくり	支援対象者が支援対象者でなくなるタイミングについての目安などを記載してはどうか。 伴走支援ではつながり続けることを要件とするが、一方で支援リソースは当然有限であり、支援をどこかで止めることは必定である。支援対象者、支援団体などによって不合理に支援期間が大きく変わらぬよう、目安を共有してはどうか。	③	ケースにより支援が終了となるタイミングはさまざまであり、一概に目安を示すことは困難であると考えています。しかし、ご意見のとおり、資源が限られている中で支援を実施するにあたり、目指す支援のゴールを設定することは重要です。支援対象者の意思を尊重しながら、切れ目ない、包括的な支援となるよう、関係機関と支援の目標について情報共有しながら支援を実施していきます。ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	—
25	P46 第3章 県における今後の施策の方向性と取組内容 4. 具体的な取組内容 (5) 関係機関と連携した支援体制づくり【関係機関との連携】 ①支援調整会議およびDV対策協議会を活用した連携体制の構築および強化	関係機関での共有は好事例に限らず問題事例も共有するよう明記してはどうか。	①	「…地域の課題や好事例については…」を、「…地域の課題や事例については…」に修正しました。	P48
26	P49、51 第3章 県における今後の施策の方向性と取組内容 ※民間団体養成について	三重県はDV被害者支援に関して遅れており、その中で民間団体が行政と繋がっていくことは難しいのではないかと。 行政が民間団体へ資金を提供するだけで済む問題ではない。 誰が実際の支援にあたるのか。 行政は施策を作るだけではいけない。	③	国法令および本計画などにあるとおり、先駆的な女性支援を実践する民間団体と協働して支援を実施することとしています。今後開催予定である支援調整会議などの活用により、民間団体との円滑な連携を推進し、相互に協力し合いながら、より良い支援となるよう取り組みます。	—
27	P50 第4章 計画の推進 2. 計画の進行管理	県および市町は、施策の実施状況、数値目標の進捗状況および連絡会議の内容を公開する、と記載してはどうか。	③	県としては、会議の内容には個人情報などが含まれているため非公開とし、施策の実施状況や数値目標の進捗状況については公開するものとしています。	—
28	P53 【参考資料】 ○困難な問題を抱える女性への支援フローチャート	フローチャートで示されているような連携ネットワークが本当に機能するのか。 図で示されているだけのようであり、空しく感じるし、白ける。	③	困難な問題を抱える女性への支援には、関係機関との連携が不可欠であるため、連携ネットワークを構築し、支援を実施するものとしています。	—
29	P82、83 【参考資料】 ○県内外NPOからの聞き取り結果	内容にほぼ同感。 法律などを变えても、支援を求める者に理解してもらえないと、相談に行かないし、支援者を頼りに出来ない。	③	本計画にあるとおり、相談ハードルを下げ、相談しやすい環境整備を進めることや、民間団体との協働などにより、支援を実施していきたいと考えています。	—
30	P85 【参考資料】 ○県内外NPOからの聞き取り結果	「子どもたちが最も悩みを打ち明けられないのは、その子どもたちの親（だから、支援対象者となった子どもたちに「家に帰れ」という指導を行っても問題解決につながらない）。」とあるが、記載内容の意味が理解出来ない。	①	特に夜間において顕著ですが、未成年の支援対象者への支援を行うにあたり、行政や警察は一旦自宅へ帰宅するよう指導していますが、そういった支援対象者は家庭に問題を抱える者が多く、それぞれの支援対象者が抱える困難に向き合うことをせず、画一的に自宅へ帰宅するよう指導することは望ましくないと、という主旨のNPOからの意見です。 ご意見を踏まえ、記載内容を「子どもたちが最も悩みを打ち明けられないのは、その子どもたちの親（だから、夜間に繁華街の路上にいたり、居場所を転々としていたりする子どもたちに対して、「家に帰れ」という指導を行っても問題解決につながらない）。」に修正しました。	P86